

コスモス訪問看護ステーション  
重 要 事 項 説 明 書

1. 当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0575-22-2210

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. コスモス訪問看護ステーションの概要

1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	コスモス訪問看護ステーション
所在地	関市若草通5丁目1番 (中濃厚生病院内1階)
介護保険指定番号	2160290025
サービスを提供する地域	関市近郊

2) 同事業所の職員体制 改正事項

職 種	職 名		業 務 内 容	計
管 理 者	厚生連会長	1名	管理業務	1名
所 長	看護師	1名	管理・運營業務	1名
従 事 者	看護師	<u>2.5名以上</u>	看護業務	<u>2.5名以上</u>
	理学・作業療法士	1名(兼務)	リハビリ業務 (AMのみ)	1名

3) 営業時間

	通 常 時 間 帯 8:30~17:15	緊 急 時 対 応 24 時 間
平 日	○	○
土・日・祭日	×	○

\*休業日 12月29日～1月3日

3. 提供するサービスの内容

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 病状の観察          | (5) 身体の保清・洗髪  |
| (2) カテーテルなどの交換・管理  | (6) リハビリテーション |
| (3) 体位交換、床ずれの予防・処置 | (7) 家族への介護指導  |
| (4) 点滴などの医療的処置     |               |

#### 4. 利用料金について

- \* 主治医が、訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び看護計画に基づき、訪問看護提供します。

介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも末期悪性腫瘍及び急性増悪期等時に訪問看護の提供を行います。

#### 【 注 意 】

- ・ 介護保険の要介護認定に対する医療保険での訪問看護提供について

医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適応となります。

#### \* 利用料金詳細

- 1) 医療保険に基づき、一部負担金があります。

主治医の指示書についても書類代金がかかります。

健康保険（～70歳までの方） 国民健康保険・共済・組合などの保険証交付を受けている		3割負担
前期・後期高齢者	一般の方	1割・2割負担
	一定以上の所得の方	3割負担
特定疾患：特定疾患のための訪問看護利用時		一定額以上負担金なし
身体障害医療（重度3級以上）		負担金なし

#### ※他 加算料金

加算料金	基本料金	負担金
看護師2人訪問	4,500円/週	各保険負担分

- 2) 営業時間外の訪問について

夜間・早朝 午後6時～10時：午前6時～午前8時	2,100円	各保険負担分
深夜：午前10時～翌午前6時	4,200円	各保険負担分

- ・ 利用料金の高額医療の補助などをうけることが出来ますが、詳細は市役所にお問い合わせ下さい

- 3) その他の利用（税込み）

#### (1) 交通費

病院を基点に 片道（走行距離）（1回の訪問につき）

- ・ 5km 以上 10km 未満 200円
- ・ 10km 以上 15km 未満 300円
- ・ 15km 以上 20km 未満 400円
- ・ 20km 以上 25km 未満 500円
- ・ 25km 以上 600円

- (2) 営業時間内、時間外において90分を越える訪問看護

30分につき 1,000円

- (3) ご遺体の処置

12,000円

## 【 備 考 】

- 1) 物品(各種医療材料等)は、ご利用者の実費となります。
- 2) ご利用者の都合でキャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。  
遅くても、当日朝 8:20～8:30 までにご連絡ください。  
( 連絡先 電話 0575-22-2210 )
- 3) 料金  
(毎月、月はじめに前月分の請求をいたしますので、次月中旬までにお支払いください)
- 4) 交通事情・天候(台風・積雪・路面凍結など)による訪問の中止・変更  
上記により、訪問を変更・中止させて頂く時は、訪問看護より連絡させていただきます。

## 5. サービスの利用方法

### 1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当訪問看護ステーション職員がお伺いいたします。  
訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

注：主治医の指示が必要です。(指示料金がかかります)

- 2) 訪問時間は、1回おおむね60分以内とさせていただきます。1時間30分を越える訪問となる場合は、規定の超過料金をご負担頂きます。
- 3) 訪問回数は、基本、週3回までです。(身体状況によって訪問回数の規定が違います)

### 4) サービスの終了

#### (1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### (2) 当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### (3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設などに入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

#### (4) その他

- ・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当訪問看護ステーションが廃業した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

## 6. 当訪問看護ステーションの特徴等

### 1) 運営の方針

- (1) ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
- (2) 比較的容体の重い方にも対応できるよう、高度な知識と技術をもった経験豊富な看護師が適切な看護の提供を行います。

## 7. サービスの内容に関する苦情

- 1) 当訪問看護ステーションご利用者の相談・苦情窓口

電話 0575-22-2210 担当：訪問看護所長

- 2) その他

当訪問看護ステーション以外に、国民健康保険連合会事務局苦情・相談窓口、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 8. 緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡して適切な処置を行います。

主治医	医療機関名		氏名	
	連絡先			

通常連絡先 0575-22-2210 (ステーション直通)

連絡が取れる時間 8時30分から17時15分まで(平日のみ)

緊急連絡先 \_\_\_\_\_